



割引率
43.3%

ご加入対象	申込書	記入例ページ	留意点ページ
本人および家族	P2参照	別紙	P13～P14

補償内容	ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。
改定のご案内	昨年度3Cセットにご加入の方は、今年度、補償内容に変更がありますので、ご確認ください。(昨年度3Cセット→今年度3C廃止・2Cへ移行)

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入できます。(複数プランの加入はできません。)

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガもお支払いができます。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

24時間補償

被保険者になれる方：本人・そのご家族* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。)* 家族の範囲は11ページ(Q1)をご確認ください。

		1B	2B	1C	2C
傷害入院保険金日額	ケガの日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	ケガの日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
傷害死亡・後遺障害保険金額	ケガの日から180日以内	245万円	490万円	235万円	470万円
半年払保険料（年令にかかわらず）		4,400円	8,800円	6,240円	12,480円

●上記は職種級別A（事務従事者等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

支払事例・1

スキーで転んで右腕を骨折。15日間通院（含むギプス固定期間）した。

2Bプラン（傷害通院保険金日額4,000円）に加入の場合

傷害通院保険金日額	通院日数	お支払額
4,000円	× 15日	= 60,000円

支払事例・2

階段から転落し、ケガで7日間入院し、その後4日間通院した。

2Cプラン（傷害入院保険金日額10,000円、傷害通院保険金日額7,000円）に加入の場合

傷害入院保険金日額	入院日数	傷害通院保険金日額	通院日数	お支払額
(10,000円 × 7日間)		+ (7,000円 × 4日)		= 98,000円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え

賠償保険
5Fプラン
(9ページ)

自身のケガリスクへの備え

ケガ保険
1B～2C 全4プラン
(5ページ)



＼自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、高額な賠償金を支払わなければならない場合もあります。

このような問題を踏まえ、地域によって**自転車条例**が制定され始めました。

自転車に乗る方は、**賠償責任保険へ加入**し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県(一部)	東京都	埼玉県	神奈川県	他
	大阪府	静岡県	京都府	

＼賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故 **9,521** 万円の賠償判決

判決事例

男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。
女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」より

賠償保険（5F）への加入で

1億円まで補償！ さらに 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受します。

●賠償保険（5Fプラン）の保険金額、保険料は9ページをご覧ください。

！ ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限り、①長管骨 ^(注) または脊柱 ②長管骨 ^(注) に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 ^(注) を含めギプス等の固定具を装着した場合に限り、③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り、(注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。